

帯広市恩給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 24 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第26号

帯広市恩給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(帯広市恩給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 1 条 帯広市恩給条例の一部を改正する条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「令和 6 年 4 月分」を「令和 7 年 4 月分」に改め、同項別表中「1,163,300円」を「1,185,900円」に、「872,400円」を「889,400円」に、「697,900円」を「711,500円」に、「583,700円」を「595,100円」に、「813,400円」を「829,200円」に、「610,000円」を「621,900円」に、「488,000円」を「497,500円」に、「415,700円」を「423,800円」に改める。

附則第 6 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

(帯広市恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 帯広市恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項第 1 号中「273,900円」を「279,100円」に改め、同項第 2 号中「156,400円」を「159,400円」に改め、同項第 3 号中「156,000円」を「159,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の帯広市恩給条例の一部を改正する条例の規定及び第 2 条の規定による改正後の帯広市恩給条例等の一部を改正する条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(恩給年額の改定)

- 2 吏員に給する退隠料又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、令和 7 年 4 月分以降、これらの年額をこれらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、改正後の

帯広市恩給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定によって算出して得た年額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）に改定する。

（扶助料に関する経過措置）

- 3 帯広市恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年条例第48号。以下「条例第48号」という。）附則第8項の規定による年額の加算された扶助料については、令和7年4月分以降、その加算の年額を改正後の条例第48号附則第8項に規定する年額に改定する。

（職権改定）

- 4 この条例の附則の規定による恩給年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

附則別表（附則第2項関係）

恩給年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額
1, 178, 000円	1, 200, 900円
1, 230, 100円	1, 254, 100円
1, 283, 800円	1, 308, 800円
1, 336, 800円	1, 362, 900円
1, 391, 200円	1, 418, 300円
1, 424, 900円	1, 452, 600円
1, 458, 600円	1, 487, 100円
1, 497, 000円	1, 526, 100円
1, 551, 600円	1, 581, 800円
1, 598, 600円	1, 629, 800円
1, 642, 600円	1, 674, 600円
1, 695, 600円	1, 728, 600円
1, 749, 100円	1, 783, 100円
1, 807, 300円	1, 842, 500円
1, 866, 300円	1, 902, 600円
1, 939, 700円	1, 977, 500円
1, 986, 100円	2, 024, 800円

2, 045, 800円	2, 085, 600円
2, 104, 000円	2, 145, 000円
2, 219, 300円	2, 262, 600円
2, 250, 400円	2, 294, 200円
2, 339, 300円	2, 384, 900円
2, 457, 400円	2, 505, 300円
2, 588, 000円	2, 638, 400円
2, 654, 700円	2, 706, 400円
2, 718, 300円	2, 771, 200円
2, 809, 100円	2, 863, 800円
2, 862, 600円	2, 918, 300円
3, 017, 300円	3, 076, 100円
3, 094, 200円	3, 154, 500円
3, 174, 400円	3, 236, 200円
3, 328, 900円	3, 393, 700円
3, 484, 600円	3, 552, 500円
3, 525, 300円	3, 593, 900円
3, 654, 000円	3, 725, 100円
3, 836, 600円	3, 911, 300円
4, 017, 500円	4, 095, 800円
4, 129, 200円	4, 209, 600円
4, 238, 100円	4, 320, 700円
4, 459, 200円	4, 546, 100円
4, 675, 700円	4, 766, 800円
4, 718, 200円	4, 810, 100円
4, 886, 500円	4, 981, 600円
5, 098, 600円	5, 197, 900円
5, 309, 700円	5, 413, 100円
5, 519, 300円	5, 626, 800円

5,651,700円	5,761,700円
5,792,700円	5,905,500円
6,064,300円	6,182,400円
恩給年額の計算の基礎となっている給料年額が6,064,300円を超える場合においては、当該給料年額を、仮定給料年額とする。	